

## 人事・給与制度の見直しに係る組合交渉

○交渉日時 令和4年(2022年)7月27日(水) 11:00～11:16

○交渉場所 市役所8階第2会議室

○出席者 当局側 総務部長, 総務部次長, 人事課長, 行政改革課長  
人事課主査, 行政改革課主査  
企業局管理部長  
病院局管理部長  
組合側 市職労, 水道労組, 病院労組の各書記長

交渉項目	人事・給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合)</p> <p>7月14日付けで各単組へ提案された本件については、提案前から改正内容の情報提供があったことや、9月定例会で議案を上程し、10月1日からの施行を予定していると聞いていたところである。今回はそれ以外の部分で何点か質問したい。</p> <p>まず、職員の両立支援制度の活用に関する本市のこれまでの取り組みと考え方を伺いたい。</p> <p>(当局)</p> <p>両立支援制度の取り組みについては、国と同様、制度の充実を図ってきたほか、職員から妊娠または出産等の申し出があった際には、所属長が「両立支援制度の活用の指針」や「育児支援制度Q&amp;A」を使用しながら、育児休業や各種休暇、処遇など制度を説明し、職員の意向を確認しているところである。</p> <p>このような取り組みにより、職員自らが生活の事情に合った制度を選択し、職員が安心して子育てできる環境を整備しているが、このたび提案している育児休業制度等の改正に伴い、より一層、仕事と家庭生活を両立させやすくなるものと考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>この制度における活用の指針やQ&amp;Aは、庁内web等に掲載されており、とてもわかりやすいものとなっているので、職員の理解も深まるものと思う。</p> <p>次に、現行制度における、過去2年の男性職員の育児休暇・休業の取得人数を伺いたい。</p> <p>(当局)</p> <p>市長部局と企業局、病院局を含めた全体で男性育児休暇を取得した</p>

人数については、「令和2年度 26人 令和3年度 27人」となっており、育児休業を取得した男性職員の人数については、「令和2年度 10人 令和3年度 3人」となっている。

(組合)

この人数だけをもって取得状況について議論するのは、違うものと考えており、背景など総合的な観点や現状の分析を行う必要があるものと考えているので、今後も単組ごとに意見交換を行っていききたい。

次に、子の出生後57日間以内の休業の請求期限の短縮について、導入後に懸念される問題とその対応の考え方を伺いたい。

(当局)

子の出生後57日間以内の育児休業の請求期限については、これまで、育児休業を始めようとする日の1か月前までとしていたが、今回の改正で、2週間前までに短縮するものであり、希望する職員にとって請求しやすくなるものと考えている。

なお、休業期間中の業務執行体制の調整などがあることから、可能な限り、早期の請求を職員に協力してもらいたいと思っている。

(組合)

今後は、人事、行革、庶務など管理部門の職員は、今まで以上に調整に苦慮されるものと推察しており、職員に対して、協力をお願いすることは理解するし、また、職場の人数が限られている状況から、休暇取得後の業務執行体制など必要な場面で、組合員からの意見等なども踏まえて協議していければと思う。

次に、職員への制度周知や理解を促す方法を含めた利用促進に対する考え方を伺いたい。

(当局)

10月1日からの施行を予定していることから、9月定例会の議決後速やかに「両立支援制度の活用の指針」や「育児支援制度Q&A」を改訂して、職員に示したいと考えており、これまで同様、妊娠等の申し出があった職員には、所属長から制度を説明しながら、利用促進に努めたいと考えている。

(組合)

次に、現行制度においても所属長が活用できる両立支援制度を説明し、育児計画書により職員が希望する育児に休業取得予定を把握することとなっているが、所属長の制度理解や的確な説明を行うための方法に対する考え方を伺いたい。

(当局)

所属長には職員と同様に、「両立支援制度の活用の指針」や「育児支援制度Q&A」を改訂して、周知したいと考えている。

なお、妊娠等の報告を受けた所属長には、制度が多様化してきたこ

	<p>とから、必要に応じて、人事課がサポートし、職員が育児しやすい環境づくりに努めたいと考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>今回の改正は、男性職員だけではなく夫婦においても、色々な選択肢が増えていくことから、よりよい制度になるものであり、会計年度任用職員における期末手当の除算期間の考え方なども、今後のQ&amp;Aに記載されるものと思われるので、これらを活用し、制度の周知等を職員や所属長へお願いしたい。</p> <p>最後に、提案と同時にスケジュールも示されており、本年の9月定例会での条例議案の議決を目指していることから、速やかに各単組の機関会議に諮り、回答をする。</p>
交渉結果	(交渉終了)
備考	7月28日正式合意

(総務部行政改革課 令和4年(2022年)7月28日現在)